

公の施設の指定管理者制度導入に係る方針 【資料編】

桶川市



目 次

桶川市の指定管理者制度導入の経緯.....	1
第1期の取り組み	1
第2期の取り組み	5
第3期の取り組み	8
第4期の取り組み	12
公の施設の指定管理者制度導入に係る方針（当初）	16
地方自治法（抜粋）	19
個人情報の保護に関する法律（抜粋）	21
桶川市情報公開条例（抜粋）	22
桶川市指定管理者制度検討委員会設置要綱	23
桶川市指定管理者審査会条例	25
桶川市指定管理者選定委員会設置要綱	26
総務省自治行政局通知（抜粋）	29
総務省自治行政局通知（抜粋）	31
従来の管理委託制度、業務委託と指定管理者制度の比較	33

資料編

桶川市の指定管理者制度導入の経緯

第1期の取り組み

市では、平成18年度からの指定管理者制度の導入にあたり、従来の管理委託制度の経過措置が平成18年9月1日で終了することから、平成16年7月に庁内検討組織である「桶川市指定管理者制度検討委員会」を設置し、指定管理者制度に関する方針の取りまとめを行った。

公の施設の指定管理者制度導入に係る方針 — 抜粋 —

平成16年11月22日市長決裁

2 制度導入についての基本的な考え方

公の施設の管理については、これまで管理委託制度を活用し、運営等について、外郭団体に管理委託することで、施設の管理を十分生かし、効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

この指定管理者制度は管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力を発揮されることで、施設機能をさらなる向上が期待できるなど、市民サービスの向上が望める。また、行政にとっても、経費削減の効果が期待されるなどメリットが見込まれます。

このようなことから、この制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入が可能な全ての公の施設について、制度の導入を前提として検討を行う。

(1) 導入対象施設

既に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、管理運営を行っている施設については、改正法の施行日から3年以内に、指定管理者制度による代行もしくは直営に移行しなければなりません。これに該当する施設は、市民ホール、サンアリーナ、老人福祉センター、べに花ふるさと館、農業センター、勤労福祉会館、自転車駐車場の7施設である。

当面は、時限的課題のあるこの7施設を先行して検討を行い、その他の公の施設については、7施設の導入状況により検討を行う。

【全文は、P16参照】

なお、制度の導入にあたり整備すべき各事項については、次の体制により対応を行った。()内は令和4年4月1日時点の課。以降同様とする)

- | | |
|--|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 制度導入の総合調整 | → 政策審議室（企画調整課） |
| <input type="checkbox"/> 制度の導入判断 | → 公の施設を所管する課 |
| <input type="checkbox"/> 条例の改正・制定 | → 総務課及び公の施設を所管する課 |
| <input type="checkbox"/> 個人情報・情報公開 | → 総務課が中心に検討 |
| <input type="checkbox"/> 募集の方法・募集要領の作成 | → 財務課（契約管財課）が中心に検討 |

- 選定等 → 財政課（契約管財課）が中心に検討
- 議会対応 → 公の施設を所管する課
- 指定管理者との協定締結 → 公の施設を所管する課

条例の改正【平成17年桶川市議会3月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	桶川市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
2	桶川市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
3	桶川市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決
4	桶川市社会体育施設設置管理条例の一部を改正する条例	原案可決
5	桶川市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
6	桶川市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
7	桶川市農業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
8	桶川市べに花ふるさと館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
9	桶川市勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決

指定管理者の指定【平成17年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について（桶川駅西口地下自転車駐車場）	原案可決
2	指定管理者の指定について（桶川駅西口第1自転車駐車場）	原案可決
3	指定管理者の指定について（桶川駅東口自転車駐車場）	原案可決
4	指定管理者の指定について（桶川サン・アリーナ）	原案可決
5	指定管理者の指定について（桶川市小針領家グラウンド）	原案可決
6	指定管理者の指定について（桶川市舎人スポーツ・パーク）	原案可決
7	指定管理者の指定について（桶川市総合運動場）	原案可決
8	指定管理者の指定について（桶川市民ホール）	原案可決
9	指定管理者の指定について（桶川市老人福祉センター）	原案可決
10	指定管理者の指定について（桶川市農業センター）	原案可決
11	指定管理者の指定について（桶川市べに花ふるさと館）	原案可決
12	指定管理者の指定について（桶川市勤労福祉会館）	原案可決

平成17年桶川市議会12月定例会に上程した議案は全て原案可決され、第1期 指定管理者導入施設として、平成18年4月から次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第1期（当初）指定管理者導入施設

【指定期間：平成18年4月1日 ～ 平成21年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
1	桶川市民ホール	財団法人けやき文化財団	自治文化課 (自治振興課)
2	桶川市べに花ふるさと館	財団法人けやき文化財団	
3	桶川駅西口地下自転車駐車場	社団法人 桶川市シルバー人材センター	安心安全課
4	桶川駅西口第1自転車駐車場		
5	桶川駅東口自転車駐車場		
6	桶川市農業センター	社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課 (農政課)
7	桶川市勤労福祉会館	社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課
8	桶川市老人福祉センター	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	高齢者健康づくり課(高齢介護課)
9	桶川サン・アリーナ	財団法人 桶川市施設管理公社	スポーツ振興課(生涯学習・スポーツ推進課)
10	桶川市小針領家グラウンド		
11	桶川市舎人スポーツ・パーク		
12	桶川市総合運動場		

□条例の改正【平成18年桶川市議会9月定例会】

No.	議案名(議案提出順)	議決の結果
1	桶川市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決

□指定管理者の指定【平成18年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名(議案提出順)	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市都市公園(鴨川公園・朝日中央公園・朝日東公園・朝日南公園・若宮西公園・若宮東公園・下日出谷第1公園・下日出谷第2公園・下日出谷第3公園・坂田原中央公園・坂田宮前公園・上日出谷原公園・上日出谷宮公園・桶川市子ども公園わんぱく村・駅西口公園・城山公園・後谷公園・宮の脇公園・舎人公園・富士見ホテル親水公園・神明公園・坂田弁天公園)	原案可決

平成18年桶川市議会12月定例会に上程した議案は原案可決され、第1期 指定管理者導入施設として、平成19年4月から新たに都市公園（22施設）で指定管理者制度を導入した。

また、No.35下日出谷中央公園については、平成21年3月から指定管理者制度が導入され、都市公園は、23施設となった。

第1期（追加）指定管理者導入施設

【指定期間：平成19年4月1日 ～ 平成22年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
13	鴨川公園	社団法人 桶川市シルバー人材センター	都市計画課 (市街地整備課)
14	朝日中央公園		
15	朝日東公園		
16	朝日南公園		
17	若宮西公園		
18	若宮東公園		
19	下日出谷第1公園		
20	下日出谷第2公園		
21	下日出谷第3公園		
22	坂田弁天公園		
23	坂田原中央公園		
24	坂田宮前公園		
25	上日出谷原公園		
26	上日出谷宮公園		
27	桶川市子ども公園わんぱく村		
28	駅西口公園		
29	城山公園		
30	後谷公園		
31	宮の脇公園		
32	舎人公園		
33	富士見ホテル親水公園		
34	神明公園		
35	下日出谷中央公園		

第2期の取り組み

第1期の指定期間（平成20年度末まで）の満了により、新たに第2期の指定管理者導入にあたり整備すべき各事項については、次の体制により対応を行った。

- 第2期に向けた意向確認 → 指定管理者導入施設の所管課からの意見聴取及び調整会議の開催
- 方針決定 → 庁議
- 議会対応 → 公の施設を所管する課
- 指定管理者との協定締結 → 公の施設を所管する課

条例の改正【平成20年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	桶川市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決

指定管理者の指定【平成20年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について（桶川駅西口地下自転車駐車場）	原案可決
2	指定管理者の指定について（桶川駅西口第1自転車駐車場）	原案可決
3	指定管理者の指定について（桶川駅東口自転車駐車場）	原案可決
4	指定管理者の指定について（桶川サン・アリーナ）	原案可決
5	指定管理者の指定について（桶川市新小針領家グラウンド）	原案可決
6	指定管理者の指定について（桶川市舎人スポーツ・パーク）	原案可決
7	指定管理者の指定について（桶川市総合運動場）	原案可決
8	指定管理者の指定について（桶川市民ホール）	原案可決
9	指定管理者の指定について（桶川市老人福祉センター）	原案可決
10	指定管理者の指定について（桶川市農業センター）	原案可決
11	指定管理者の指定について（桶川市べに花ふるさと館）	原案可決
12	指定管理者の指定について（桶川市勤労福祉会館）	原案可決

指定管理者の指定【平成21年桶川市議会3月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について（桶川市勤労青少年ホーム）	原案可決

平成20年桶川市議会12月定例会及び平成21年桶川市議会3月定例会に上程した議案は全て原案可決され、第2期 指定管理者導入施設として、平成21年4月から次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第2期（当初）指定管理者導入施設

【指定期間：平成21年4月1日 ～ 平成26年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
1	桶川市民ホール	財団法人けやき文化財団	自治文化課 (自治振興課)
2	桶川市べに花ふるさと館	財団法人けやき文化財団	
3	桶川駅西口地下自転車駐車場	社団法人 桶川市シルバー人材センター	安心安全課
4	桶川駅西口第1自転車駐車場		
5	桶川駅東口自転車駐車場		
6	桶川市農業センター	社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課 (農政課)
7	桶川市勤労福祉会館	社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課
8	桶川市老人福祉センター	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	高齢介護課
9	桶川サン・アリーナ	財団法人 桶川市施設管理公社	スポーツ振興課 (生涯学習・スポーツ推進課)
10	桶川市新小針領家グラウンド		
11	桶川市舎人スポーツ・パーク		
12	桶川市総合運動場		
36	桶川市勤労青少年ホーム 愛称：さくらフレンド	財団法人 桶川市施設管理公社	産業観光課

□ 条例の制定【平成21年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市都市公園（鴨川公園・朝日中央公園・朝日東公園・朝日南公園・若宮西公園・若宮東公園・下日出谷第1公園・下日出谷第2公園・下日出谷第3公園・坂田弁天公園・坂田原中央公園・坂田宮前公園・上日出谷原公園・上日出谷宮公園・桶川市子ども公園わんぱく村・駅西口公園・城山公園・後谷公園・宮の脇公園・舎人公園・富士見ホテル親水公園・神明公園・下日出谷中央公園）	原案可決

平成21年桶川市議会12月定例会に上程した議案は原案可決され、第2期 指定管理者施設として、平成22年4月から次の都市公園で指定管理者制度を導入した。

また、No.37坂田原南公園については、平成25年3月から指定管理者制度が導入され、都市公園は、24施設となった。

第2期（追加）指定管理者導入施設

【指定期間：平成22年4月1日 ～ 平成26年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
13	鴨川公園	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	都市計画課 (市街地整備課)
14	朝日中央公園		
15	朝日東公園		
16	朝日南公園		
17	若宮西公園		
18	若宮東公園		
19	下日出谷第1公園		
20	下日出谷第2公園		
21	下日出谷第3公園		
22	坂田弁天公園		
23	坂田原中央公園		
24	坂田宮前公園		
25	上日出谷原公園		
26	上日出谷宮公園		
27	桶川市子ども公園わんぱく村		
28	駅西口公園		
29	城山公園		
30	後谷公園		
31	宮の脇公園		
32	舎人公園		
33	富士見ホテル親水公園		
34	神明公園		
35	下日出谷中央公園		
37	坂田原南公園		

第3期の取り組み

第2期の指定期間（平成25年度末まで）の満了により、新たに第3期の指定管理者制度導入への取り組みとして、今までの課題を整理し、「公の施設の指定管理者制度導入に係る方針」の見直しを行った。

制度の導入にあたり整備すべき各事項については、次の体制により対応を行った。

制度導入および募集方法の決定（検討委員会）	→ 企画課（企画調整課）
募集要項の作成、選定 （選定委員会、審査会）	→ 契約管財課
議会対応	→ 公の施設を所管する課
指定管理者との協定締結	→ 公の施設を所管する課
事業の評価	→ 公の施設を所管する課

さらに、指定管理者制度に係る役割の整理をし、外部による意見聴取の場を設定した。（下表参照）

	内容	検討委員会	選定委員会	審査会	庁議
1	制度導入に係る方針について	方針の決定			導入の決定
2	制度導入施設の候補者の募集について	方針の決定			募集方法の決定
3	候補者の選定について		募集要項(案)決定	【公募】 選定業者の評価 【非公募】 提案書に関する意見	
4	施設の適正な管理運営の確保について		評価、業務の停止、指定取消方針の決定	意見照会 →回答	

検討委員会＝桶川市指定管理者制度検討委員会（要綱 委員長：企画財政部長、委員：副部長級）

選定委員会＝桶川市指定管理者選定委員会（要綱 委員長：副市長、委員：部長級）

審査会＝桶川市指定管理者審査会（条例および規則 外部委員）

また、第3期から、

- ① 債務負担行為の設定（P.30 総務省自治行政局通知参照）
- ② 指定管理料及び利用料金収入の精算については、原則、行わないこと。
- ③ 市が施設を利用する場合の料金の支払いは、原則、料金の負担を行うこと。

を共通事項とすることとした。

なお、第3期（当初）においては、指定管理者制度の導入施設37施設のうち、34施設を公募により、指定管理者の選定を行った。

□指定管理者の指定【平成25年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市自転車駐車場（桶川駅西口地下自転車駐車場、桶川駅西口第1自転車駐車場及び桶川駅東口自転車駐車場）	原案可決
2	指定管理者の指定について 桶川市体育施設（桶川サン・アリーナ、桶川市新小針領家グラウンド、桶川市舎人スポーツ・パーク及び桶川市総合運動場）	原案可決
3	指定管理者の指定について 桶川市民ホール	原案可決
4	指定管理者の指定について 桶川市べに花ふるさと館	原案可決
5	指定管理者の指定について 桶川市老人福祉センター	原案可決
6	指定管理者の指定について 桶川市農業センター	原案可決
7	指定管理者の指定について 桶川市勤労青少年ホーム	原案可決
8	指定管理者の指定について 桶川市勤労福祉会館	原案可決
9	指定管理者の指定について 桶川市都市公園（鴨川公園、朝日中央公園、朝日東公園、朝日南公園、若宮西公園、若宮東公園、下日出谷第1公園、下日出谷第2公園、下日出谷第3公園、坂田弁天公園、坂田原中央公園、坂田宮前公園、上日出谷原公園、上日出谷宮公園、桶川市子ども公園わんぱく村、駅西口公園、城山公園、後谷公園、宮の脇公園、舎人公園、富士見ホテル親水公園、神明公園、下日出谷中央公園及び坂田原南公園）	原案可決

平成25年桶川市議会12月定例会に上程した議案は全て原案可決され、第3期 指定管理者導入施設として、平成26年4月から次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第3期（当初）指定管理者導入施設

【指定期間：平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
1	桶川市民ホール	公益財団法人けやき文化財団	自治文化課
2	桶川市べに花ふるさと館	公益財団法人けやき文化財団	(自治振興課)

3	桶川駅西口地下自転車駐車場	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	安心安全課
4	桶川駅西口第1自転車駐車場		
5	桶川駅東口自転車駐車場		
6	桶川市農業センター	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	農政課
7	桶川市勤労福祉会館	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課
8	桶川市老人福祉センター	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	高齢介護課
9	桶川サン・アリーナ	公益財団法人 桶川市施設管理公社	スポーツ振興 課（生涯学習・ スポーツ推進 課）
10	桶川市新小針領家グラウンド		
11	桶川市舎人スポーツ・パーク		
12	桶川市総合運動場		
36	桶川市勤労青少年ホーム 愛称：さくらフレンド	公益財団法人 桶川市施設管理公社	産業観光課
13	鴨川公園	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	都市計画課 （市街地整備 課）
14	朝日中央公園		
15	朝日東公園		
16	朝日南公園		
17	若宮西公園		
18	若宮東公園		
19	下日出谷第1公園		
20	下日出谷第2公園		
21	下日出谷第3公園		
22	坂田弁天公園		
23	坂田原中央公園		
24	坂田宮前公園		
25	上日出谷原公園		
26	上日出谷宮公園		
27	桶川市子ども公園わんぱく村		
28	駅西口公園		
29	城山公園		
30	後谷公園		
31	宮の脇公園		

32	舎人公園		
33	富士見ホテル親水公園		
34	神明公園		
35	下日出谷中央公園		
37	坂田原南公園		

□ 指定管理者の指定【平成27年桶川市議会6月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市立駅西口図書館	原案可決

平成27年桶川市議会6月定例会に上程した議案は原案可決され、第3期 指定管理者導入施設として、平成27年10月から、次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第3期（追加）指定管理者導入施設

【指定期間：平成27年10月1日 ～ 平成31年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
38	桶川市立駅西口図書館	丸善・図書館流通センター共同事業体	図書館 (生涯学習・スポーツ推進課)

第4期の取り組み

第3期の指定期間（平成30年度末まで）の満了により、新たに第4期の指定管理者導入にあたり整備すべき各事項については、次の体制により対応を行った。

- 制度導入および募集方法の決定（検討委員会） → 企画調整課
- 募集要項の作成、選定
（選定委員会、審査会） → 契約管財課
- 議会対応 → 公の施設を所管する課
- 指定管理者との協定締結 → 公の施設を所管する課
- 事業の評価 → 公の施設を所管する課

条例の制定【平成30年桶川市議会3月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	桶川市コミュニティセンター設置及び管理条例	原案可決

条例の改正【平成30年桶川市議会3月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	桶川市図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決
2	桶川市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決

指定管理者の指定【平成30年桶川市議会12月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市坂田コミュニティセンター	原案可決
2	指定管理者の指定について 桶川市自転車駐車場（桶川駅西口地下自転車駐車場、桶川駅西口第1自転車駐車場及び桶川駅東口自転車駐車場）	原案可決
3	指定管理者の指定について 桶川市図書館（桶川市立中央図書館、桶川市立桶川図書館、桶川市立川田谷図書館及び桶川市立坂田図書館）	原案可決
4	指定管理者の指定について 桶川市体育施設（桶川サン・アリーナ、桶川市新小針領家グラウンド、桶川市舎人スポーツ・パーク及び桶川市総合運動場）	原案可決
5	指定管理者の指定について 桶川市民ホール	原案可決
6	指定管理者の指定について 桶川市老人福祉センター及び桶川市児童館	原案可決
7	指定管理者の指定について 桶川市農業センター	原案可決

8	指定管理者の指定について 桶川市べに花ふるさと館	原案可決
9	指定管理者の指定について 桶川市勤労福祉会館	原案可決
10	指定管理者の指定について 桶川市都市公園（鴨川公園、朝日中央公園、朝日東公園、朝日南公園、若宮西公園、若宮東公園、下日出谷第1公園、下日出谷第2公園、下日出谷第3公園、坂田弁天公園、坂田原中央公園、坂田宮前公園、上日出谷原公園、上日出谷宮公園、桶川市子ども公園わんぱく村、駅西口公園、城山公園、後谷公園、宮の脇公園、舎人公園、富士見ホテル親水公園、神明公園、下日出谷中央公園、坂田原南公園、坂田谷津谷遺跡公園及び（仮称）加納原公園）	原案可決

平成30年桶川市議会12月定例会に上程した議案は全て原案可決され、第4期 指定管理者導入施設として、平成31年4月から次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第4期（当初）指定管理者導入施設

【指定期間：平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
1	桶川市民ホール	桶川地域文化振興共同事業体	自治振興課
2	桶川市べに花ふるさと館	アイル・コーポレーション株式会社	
39	桶川市坂田コミュニティセンター	桶川まちづくり共同事業体	
3	桶川駅西口地下自転車駐車場	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	安心安全課
4	桶川駅西口第1自転車駐車場		
5	桶川駅東口自転車駐車場		
6	桶川市農業センター	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	農政課
7	桶川市勤労福祉会館	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	産業観光課
8	桶川市老人福祉センター	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	高齢介護課
43	桶川市児童館	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	子ども未来課
9	桶川サン・アリーナ	公益財団法人 桶川市施設管	生涯学習・ス

10	桶川市新小針領家グラウンド	理公社	ポーツ推進課
11	桶川市舎人スポーツ・パーク		
12	桶川市総合運動場		
13	鴨川公園	公益社団法人 桶川市シルバー人材センター	市街地整備課
14	朝日中央公園		
15	朝日東公園		
16	朝日南公園		
17	若宮西公園		
18	若宮東公園		
19	下日出谷第1公園		
20	下日出谷第2公園		
21	下日出谷第3公園		
22	坂田弁天公園		
23	坂田原中央公園		
24	坂田宮前公園		
25	上日出谷原公園		
26	上日出谷宮公園		
27	桶川市子ども公園わんぱく村		
28	駅西口公園		
29	城山公園		
30	後谷公園		
31	宮の脇公園		
32	舎人公園		
33	富士見ホテル親水公園		
34	神明公園		
35	下日出谷中央公園		
37	坂田原南公園		
44	坂田谷津谷遺跡公園		
45	加納原公園		
38	桶川市立中央図書館		
40	桶川市立桶川図書館		
41	桶川市立川田谷図書館		
42	桶川市立坂田図書館		

平成31年4月から、No.38 桶川市立中央図書館は、桶川市立駅西口図書館から名称変更した。

また、No.36 桶川市勤労青少年ホームは、平成31年3月31日で閉館となった。

□ 条例の制定【令和3年桶川市議会9月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	桶川市地域福祉活動センター設置及び管理条例	原案可決

□ 指定管理者の指定【令和4年桶川市議会6月定例会】

No.	議案名（議案提出順）	議決の結果
1	指定管理者の指定について 桶川市地域福祉活動センター	原案可決

令和4年桶川市議会6月定例会に上程した議案は原案可決され、第4期 指定管理者導入施設として、令和4年9月から、次の「公の施設」で指定管理者制度を導入した。

第4期（追加）指定管理者導入施設

【指定期間：令和4年9月1日 ～ 令和8年3月31日】

No.	施設名称	指定管理者	所管課
46	桶川市地域福祉活動センター	社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会	社会福祉課

公の施設の指定管理者制度導入に係る方針（当初）

（平成16年11月22日市長決裁）

1 桶川市指定管理者制度検討委員会

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）により、公の施設の管理については、これまでの管理委託制度に替わり指定管理者制度が創設された。

市では、制度の導入にあたり、様々な課題が想定されることから、桶川市指定管理者制度検討委員会を発足させて調査研究を行い、市の施策を反映させるとともに、事務を円滑的及び効率的に推進することとした。

2 制度導入についての基本的な考え方

公の施設の管理については、これまで管理委託制度を活用し、運営等について、外郭団体に管理委託することで、施設の管理を十分生かし、効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

この指定管理者制度は管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力を発揮されることで、施設機能をさらなる向上が期待できるなど、市民サービスの向上が望める。また、行政にとっても、経費削減の効果が期待されるなどメリットが見込まれます。

このようなことから、この制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入が可能な全ての公の施設について、制度の導入を前提として検討を行う。

(1) 導入対象施設

既に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、管理運営を行っている施設については、改正法の施行日から3年以内に、指定管理者制度による代行もしくは直営に移行しなければなりません。これに該当する施設は、市民ホール、サンアリーナ、老人福祉センター、べに花ふるさと館、農業センター、勤労福祉会館、自転車駐車場の7施設である。

当面は、時限的課題のあるこの7施設を先行して検討を行い、その他の公の施設については、7施設の導入状況により検討を行う。

(2) 条例の制定・改正

制度の導入に伴い必要となる条例は、当該公の施設の設置管理条例に指定管理者の指定の手続き等に関する共通事項を盛り込んだ形とし、改正または制定することにより整備する。

(3) 指定期間

指定管理者を指定する期間は2年から5年間の範囲内とし、当該施設の状況や代行する事務の内容により判断する。

(4) 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に係る費用については、単年度ごとに確定させることとし、その支出科目は委託料とする。

(5) 利用料金制の採用

原則として、施設の使用料を受託者の収入とする、利用料金制度を活用する。

3 制度導入の手続

(1) 指定管理者の募集

① 条例の内容

指定管理者に係る条例には、次の項目を盛り込むものとする。

ア 指定の手続

イ 管理の基準

ウ 業務の範囲

エ その他必要な事項

② 募集の方法

募集の方法については、次のアからウまでを考慮したものとする。

ア 募集の方法

指定管理者の募集は、制度の趣旨を鑑み、原則として公募を行う。その際、広報やホームページ等を活用し、広く公募者を募集する。なお、特別の理由により公募が適当でないと認められる場合は、この限りではない。

イ 募集要項の作成

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき事項について、要項を整備する。

ウ 公募期間

公募の期間はより多くの応募者が参加できるように、相当な期間を確保する。

(2) 指定管理予定候補者の選定

① 選定組織

指定管理予定候補者の選定にあたっては、選定組織を設置する。

なお、選定組織では提出された事業計画書を基に、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査を行い、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定する。

(3) 指定管理者の監督

① 事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければならない。

② 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度、当該施設ごとに事業の評価を行う。

③ 指定管理者の指導

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行う。

4 個人情報保護及び情報公開

(1) 個人情報保護

指定管理者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないように努めなければならないものとする。なお、指定管理者は桶川市個人情報保護条例第34条の法人として位置づけるものとする。

(2) 情報公開

指定管理者は情報公開に努めるものとする。ただし、非公開となり得る情報はその限りではない。なお、指定管理者は桶川市情報公開条例第25条の法人として位置づけるものとする。

5 導入時期

改正法の附則の適用を受ける施設は平成16年12月末までに指定管理者制度の要否を個別検討し、平成17年3月議会に当該施設の設置管理条例の改正案を提出予定とする。なお、指定管理者制度による代行運営をする際は、平成18年4月を目途とする。

6 今後の検討

制度導入にあたっての総合的調整は政策審議室が行う。

個々の公の施設における導入については、その設置目的が異なることから施設を所管する課等で行う。

条例の改正・制定、個人情報及び情報公開に関する事務は、総務課が中心に検討する。また、指定管理者の募集の方法、募集要領の作成及び指定管理者の選定等については、財務課が中心に検討する。

なお、桶川市指定管理者制度検討委員会は、今後も引き続いて制度導入にあたり、円滑的及び効率的に推進するために事務を行う。

地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

第七百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事してい

た派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八十条 第一百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

桶川市情報公開条例（抜粋）

（出資法人等及び指定管理者の情報公開）

第25条 市が出資その他財政支出等を行う法人であつて、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、同法第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務に係る情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、出資法人等及び指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

桶川市指定管理者制度検討委員会設置要綱

(平成16年7月1日市長決裁)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による指定管理者制度の導入に伴う課題を調査研究し、市の施策に反映させるとともに事務を効率的及び円滑的に推進するため、桶川市指定管理者制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者制度の調査研究に関すること。
- (2) 指定管理者制度の導入の方針の決定に関すること。
- (3) 指定管理者制度を導入する施設で募集方法の方針の決定に関すること。
- (4) 指定管理者制度の導入に関するスケジュールに関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、副室長及び副部長の職にある者を充てる。なお、副室長及び副部長が欠員の部においては、室長及び部長が推薦した者を委員とする。
- 4 委員長は、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在若しくは欠員の時は、職務代理者がその職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴取、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は、指定管理者制度導入について検討した結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月6日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年6月4日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年10月16日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年12月19日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年5月24日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

桶川市指定管理者審査会条例

(平成25年6月26日 条例第30号)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定等に当たり、公平性及び透明性を確保するため、桶川市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審査会は、市長又は桶川市教育委員会（次項において「市長等」という。）の諮問に応じ、指定管理者の選定等に関し必要な事項について審査する。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、指定管理者の選定等に関し市長等から意見照会を受けた事項について、市長等に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、法律、企業経営又は施設管理等について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席等)

第5条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

桶川市指定管理者選定委員会設置要綱

(平成25年7月29日市長決裁)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、当該指定管理者の選定等を適正に行うため、桶川市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定等に関すること。
- (2) 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、埼玉県との複合施設については、別途協議する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長の職にある者を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(施設所管課の業務)

第6条 委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設を所管する課に次の掲げる事項を行わせるものとする。

- (1) 指定管理者の募集要項等の策定に関すること。
- (2) その他指定管理者の選定等に関し必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日市長決裁）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日市長決裁）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	秘書室長	企画財政部長	総務部長	環境経済部長	福祉部長	健康 推進部長	都市整備部長	教育部長
-----	------	--------	------	--------	------	------------	--------	------

桶川市指定管理者審査会規則

(平成25年6月26日 規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、桶川市指定管理者審査会条例（平成25年桶川市条例第30号）第7条の規定に基づき、桶川市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、公開することにより法人その他の団体の利益を侵害し、又は会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると審査会が認めるときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己が関与する法人その他の団体が審査の対象となるときは、その審査に参加することができない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

2 桶川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年桶川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

総務省自治行政局通知（抜粋）

（通知 平成15年7月17日総行行第87号）

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（抜粋）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

- ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
 - (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

総務省自治行政局通知（抜粋）

（通知 平成22年12月28日総行経第38号）

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価

等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

従来の管理委託制度、業務委託と指定管理者制度の比較

従来の管理委託制度、業務委託と指定管理者制度の主な相違点については次のとおりです。

管理委託制度、業務委託と指定管理者制度との比較一覧表

	管理委託制度	業務委託	指定管理者制度
公の施設の設置者と管理者との関係・法的性格	契約関係		行政処分
管理主体	管理受託者 法令上、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	地方公共団体 限定はない。 ※議員、長についての禁止規定あり (法第92条の2、第142条)	指定管理者 指定管理者の範囲に特段の制限なし (法人格は不要、個人は不可)
管理主体の選定・指定	随意契約により選定	入札又は随意契約により選定	○ 予め企画提案方式などによる候補者の選定を行う ○ 議会の議決により、期間を定めて指定
設置管理条例で規定すべき事項	施設の管理を外部に委託する場合、管理を委託する又はできる旨を明記	—	○ 指定管理者の指定手続き ○ 指定管理者が行う管理基準 ○ 業務の範囲 その他必要な事項
使用許可権限と責任	施設の管理権限及び責任は設置者である地方公共団体が有する。		条例で「業務の範囲」に使用許可権限を含めた場合、指定管理者が使用許可でき、またその責任を負う

利用料金制（※2）	従来より可能 利用料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て管理受託者が定める	採ることはできない	可能 利用料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て指定管理者が定める
契約書・協定書で規定すべき事項	契約書 ○ 委託業務の内容 ○ 委託料の額及び支払方法 ○ 期間等		協定書 ○ 委託料の額及び支払方法 ○ 施設内の物品の所有権 ○ その他、細目的事項
公の施設の設置者としての責任	市		

※2 利用料金制【法第244条の2第8項】【P19参照】

公の施設の利用料金に係る料金を管理主体が自らの収入として收受する制度